

◆日本の税の歴史 ～「税制度の民主化と自主的納税の時代」への歩み～

時代	主なことがら	税の変遷
弥生・古墳	239 卑弥呼が魏に使いを送る。	<p>支配者による徴収の時代</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「魏志」の倭人伝によれば、邪馬台国で、税が納められていたと書かれています。
飛鳥	645 大化の改新 701 大宝律令の制定	<ul style="list-style-type: none"> ●大化の改新では、新しい租税制度を含む政治の方向が示されました。 ●大宝律令では班田収授の法により、農民は田を与えられる代わりに租・庸・調という税を課されました。また雑徭などの労役もかけられました。
奈良	710 平城京に都を移す。 743 墾田永年私財法が定められる。	
平安	794 平安京に都を移す。	<ul style="list-style-type: none"> ●班田収授の法が崩れ、荘園が各地にできました。農民は荘園領主から年貢や夫役などが課されました。
鎌倉	1192 源頼朝が征夷大将軍に任命される。	<ul style="list-style-type: none"> ●守護や地頭、荘園領主のもとで経済が発達しました。また、座（同業組合）が作られ、生産、販売を独占する代わりに、座役という税を納めました。
室町	1338 室町幕府を開く。	<ul style="list-style-type: none"> ●税の中心は年貢でしたが、商工業の発達に伴い、土地や家屋に対しては地子、段銭、棟別銭が、関所では関銭が課されるなど、各種の新税があらわれました。
安土桃山	1582 太閤検地が始まる。	<ul style="list-style-type: none"> ●天下を統一した豊臣秀吉は、全国の土地調査（太閤検地）を行い、土地の良し悪しや農地の収穫高等を調べて年貢をかけました。
江戸	1603 江戸幕府を開く。 1867 大政奉還	<ul style="list-style-type: none"> ●税は田畑に対して課される年貢（地租）が中心でした。また、町人には、清酒や醤油の製造、牛馬の売買などに免許料、営業税のような運上金、冥加金などが課されました。
明治	1869 大蔵省設置 1873 地租改正 1887 所得税導入 1889 大日本帝国憲法を定める。 1896 税務署設置 1905 相続税導入	<p>国の近代化と税制度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ●明治政府は1873（明治6）年地租改正を実施し、土地の所有者は、地価の3%にあたる額を現金で納めました。 ●1887（明治20）年には所得税が導入され、所得金額300円以上の所得者に課税されました。 ●1889（明治22）年には憲法が公布され、納税の義務が定められました。
大正	1914 第一次世界大戦	<ul style="list-style-type: none"> ●大正時代には清涼飲料税、営業収益税などの新税がもうけられました。
昭和	1940 法人税導入 1941 太平洋戦争始まる。 1945 太平洋戦争終わる。 1946 日本国憲法を定める。 1947 申告納税制度導入 1949 シャープ勧告	<ul style="list-style-type: none"> ●昭和の初期は戦争の時代でした。このため、新税の導入や増税が数多く行われました。物品税、入湯税、法人税、電気ガス税などの導入がそれです。 <p>税制度の民主化と自主的納税の時代</p> <ul style="list-style-type: none"> ●1946（昭和21）年に新憲法が公布され、教育、勤労と並ぶ三大義務の一つとして納税の義務がもうけられました。 ●1947（昭和22）年には、納税者が自主的に自分の税額を計算して申告する申告納税制度が導入されました。 ●1950（昭和25）年には、アメリカのカール・S・シャープ博士の「シャープ勧告」に基づく税制改革が行われました。この改革では、所得税を中心とした公平な税制の確立が図られ、さらに青色申告制度も導入されました。
平成	1989 消費税導入 1997 消費税率引上げ 地方消費税導入 2001 大蔵省から財務省へ名称変更 2014 消費税率引上げ	<ul style="list-style-type: none"> ●1989（平成元）年には、所得税の減税や消費税（税率3%）の導入を柱とする税制の抜本的改革が行われました。 ●1997（平成9）年には、都道府県税として創設された地方消費税（1%）と合わせて消費税の税率が5%に引上げられました。 ●2001（平成13）年には、省庁改編のため、大蔵省から財務省に名称が変わりました。 ●2014（平成26）年には、消費税の税率が8%に引上げられました。
令和	2019 消費税率引上げ 軽減税率制度導入	<ul style="list-style-type: none"> ●2019年には、消費税の税率が10%に引き上げられました。合わせて、軽減税率制度が導入されました。

◆これからの社会と税について考えてみよう

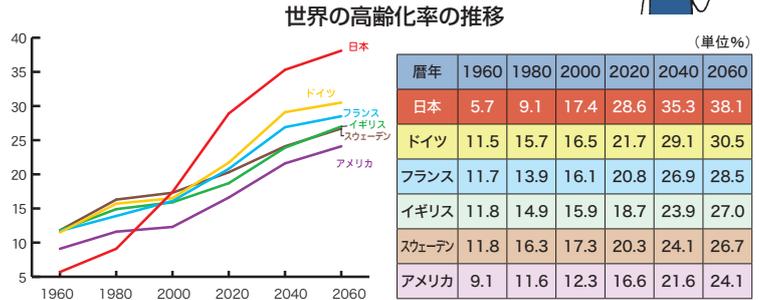
□の中に入る言葉を考えてね。



急速に進む高齢化

日本は、世界に例を見ないほど急速に①□が進行しており、2060年には、国民の約2.6人に1人が65歳以上の者となる社会が到来すると推測されています。

また、出生率の低下による②□も進んでいます。



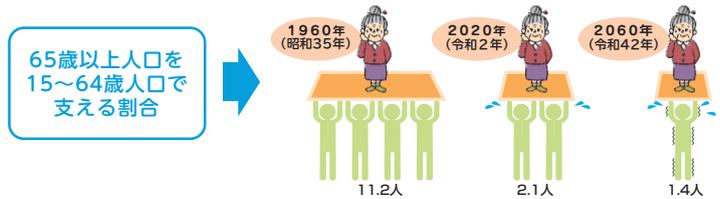
社会保障の充実と税負担

少子高齢社会の進行は、様々な問題を投げかけています。

問題の一つは、社会保障制度の中心となっている年金や医療、介護などの費用が増えるということです。

もう一つは、そうした費用を負担する「働き手」が減ることにより、「働き手」の負担が重くなっていくということです。

総人口に対して65歳以上の人口が占める割合を諸外国と比べたグラフです。日本の高齢化が急速に進んでいることが読み取れます。

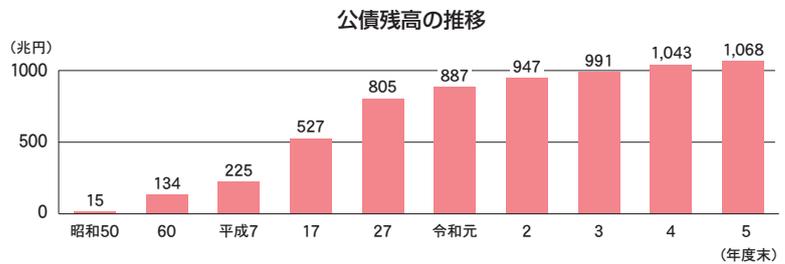
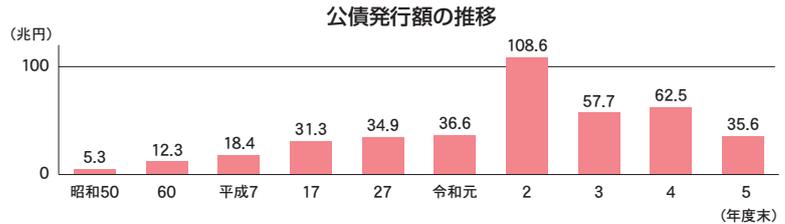


◆日本の財政の現状について考えてみよう

日本の財政は、歳出が歳入を上回る状況(財政赤字)が続いており、公債残高(国の借金)は年々増加しています。

令和2年度の公債発行額は、新型コロナウイルス感染症対策のため、それまでより大きく増加して、約109兆円になりました。

令和5年度当初予算では、約36兆円の公債が発行され、令和5年度末の公債残高は、約③□兆円になる見込みであり、令和5年度における税收の約15年分に相当します。これは国民一人当たりで計算すると約④□万円にもなり、将来の世代に大きな負担を残すこととなります。



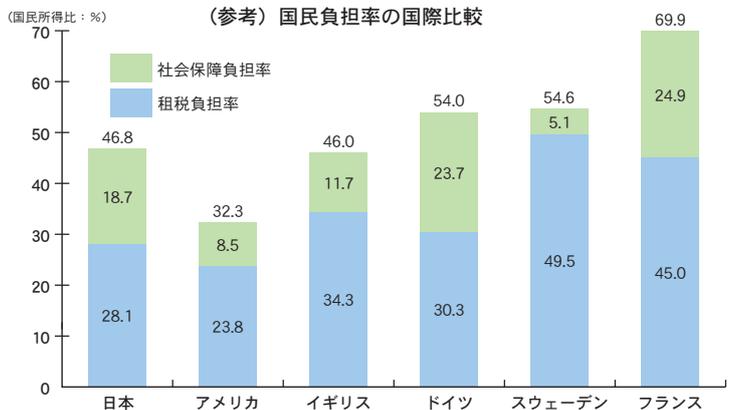
※令和3年度末までは実績、令和4年度末は補正予算後、令和5年度は政府案。

◆これからの課題について考えてみよう

これからの日本では、⑤□社会の進行や⑥□費の増大による厳しい財政状況をふまえ、豊かで安心な生活のための社会保障制度や持続可能な財政構造の構築が必要となります。

そのためには、歳出面での改革とともに、国債に依存する歳入構造や税のしくみをどのようにすべきかが重要な課題となっています。

私たちは、税の果たす役割を正しく理解すると同時に、社会保障負担と税負担のあり方についても、みんなで考えていく必要があります。



※日本は2023年度(令和4年度)見通し。諸外国は2020年実績。租税負担と社会保障負担(公的年金や公的医療保険の保険料など)の合計が、国民所得に占める割合のことを国民負担率といいます。

答え ①高齢化 ②少子化 ③1,068 ④858 ⑤少子・高齢 ⑥国債